

# 商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ關スル条約

署名 一九〇七年一月八日 (一ヶ)

日本国 一九一〇年一月二十六日  
(一九年一月六日批准、二月三日通報、本件ノ批准ス)

当事国 三八  
(書面寄託一二年一月二三日公布、本件ノ批准ス)

当事國 三八

独逸皇帝普魯西國皇帝陛下(以下總稱元首名號)ハ、戰時ニ於商船ヲ戰闘艦隊ニ編入スル為ニテ行ひ得べキ条件ヲ定ムノ希望スヘキヨリ、其の國ノ軍艦ニ、商船ヲ軍艦ニ變更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ひ得ルヤ否ノ問題ニ關シ、一致スルコト能ハサリシニ因リ、變更ノ場所ハ問題外ト為シ、左記ノ規則ニ包含セラレサルノナルコトヲ考慮シ、之ヲ為メ各國ノ締結セムコトヲ希望各左ノ全權委員ヲ任命セリ。

因テ各全權委員ハ、其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後、左ノ条項ヲ協定セリ。

(金権委員名跡)

第一条 [軍艦の権利の享有] 軍艦ニ変更セラレタル商船ハ、其ノ掲出クル國旗ノ所屬國ノ直接ノ管轄直接ノ監視及責任ノ下ニ置カルニ非サレハ、軍艦ニ属スル権利及義務ヲ有スルコトヲ得ズ。  
第二条 [特殊微草] 軍艦ニ変更セラレタル商船ニハ、其ノ國ノ軍艦ノ外部ノ特殊微草ヲ附スルコト要ス。  
第三条 [軍艦の運営] 軍艦ニ変更セラレタル軍艦ニ付スル、國家ノ勤務ニ服シ、且当該官職ニ依テ正式ニ任命セラレ、其ノ氏名ハ、艦隊ノ將校名簿中ニ記載セラルヘキモノトス。  
第四条 [乗員] 乗員ハ、軍紀ニ服スヘキモノトス。  
第五条 [戦争の法規慣例の遵守] 軍艦ニ変更セラレタル一切ノ船、其ノ行動ニ付、戰争ノ法規慣例ヲ遵守スヘキモノトス。  
第六条 [軍艦中への記入] 交換者ニシテ商船ヲ軍艦ニ變更シタルモノハ、成ルヘク速ニ右變更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス。

第八条 [総加入条項] 本条約ノ規定ハ、交戰國カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約國間ニノミヲ適用ス。  
第九条 [批准] 本条約ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。  
(批准書ハ、海牙ニ寄託ス)  
第十条 [批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭国外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス。  
爾後ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ宛て、且批准書ヲ添附シタル通報書ヲ以テ之ヲ証ス。  
第十一条 [批准書寄託ニ關スル調査] 前項ニ掲ケタル通報書及批准書ノ認證書本ハ、和蘭國政府ヨリ、外交上ノ手続ヲ以テ、直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本条約ニ加盟スル諸國ニ交付スヘシ。前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ、和蘭國政府ハ、同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス。  
第十二条 [非加盟國] 記名國ニ非サル諸國ハ、本条約ニ加盟スルコトヲ得。  
第十三条 [加盟セムト欲スル國ハ、書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ、且加盟書ヲ送付シ、之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ。和蘭國政府ハ、且加盟書及認證書本ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通報書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘン。  
第十四条 [効力の発生] 本条約ハ、第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ、其の寄託ノ調書ノ日曜ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シタル諸國ニ對シテハ、和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス。  
第十五条 [廢棄] 締約國本条約ヲ廢棄セムト欲スルモノナルトキハ、書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書ノ認證書本ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通報書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。  
第十六条 [再批准] 其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年後、右通告ヲ以テシタル國ニ對シテノムノモトス。  
第十七条 [帳簿] 第八條ニシテノ帳簿ハ、和蘭國外務省ハ、帳簿ヲ備エ置キ、第八条第三項及第四項ニ依リシタル批准書寄託ノ日並加盟(第九条第一項)又ハ廢棄(第十五条第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス。  
第十八条 [各約國ハ、右帳簿ヲ閲覧シ、且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得。]

第七条 [總加入条項] 本条約ノ規定ハ、交戰國カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約國間ニノミヲ適用ス。

土耳其 千九百七年十月九日ノ第八回總會議ニ於テ為シタル宣誓書ハ、海牙ニ寄託ス。

土耳其 千九百七年十月九日ノ第八回總會議ニ於テ為シタル宣誓書ハ、海牙ニ寄託ス。

(金権委員名他略)

右註トシテ、各全權委員本条約ニ署名ス。

